

2020年5月7日

お客様各位

一般財団法人君津健康センター
理事長 三浦 正巳

緊急事態宣言延長に伴う健康診断休止延長について

5月4日に政府より新型コロナウイルス感染症対策本部の議論を踏まえ、「緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長する」旨の発表があり、特定警戒都道府県に指定されている千葉県も、これまでと同様に感染拡大防止対策の実施が必要となりました。これに伴い、当センターの健康診断の休止期間を5月31日まで延長することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

【健康診断】

緊急事態宣言延長により 2020年5月31日（日）まで健診事業休止
※但し、状況に応じて、期間を変更する場合がございます。

【ご連絡方法】

これまでと同様にお電話、ファックス等によるご連絡は可能です。

※ただし、職員の出社を規制しておりますのでご対応できない場合がありますので
ご了承ください。

※弊社ホームページにも新型コロナウイルスに関するお知らせを掲示しておりますのでご確認ください。

引き続き感染拡大抑止と従業員および関係各位の安全確保を第一に、政府の方針や社会状況の変化に応じて健診業務が確実に実施できるよう必要な対策を検討・実施して参ります。

ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。